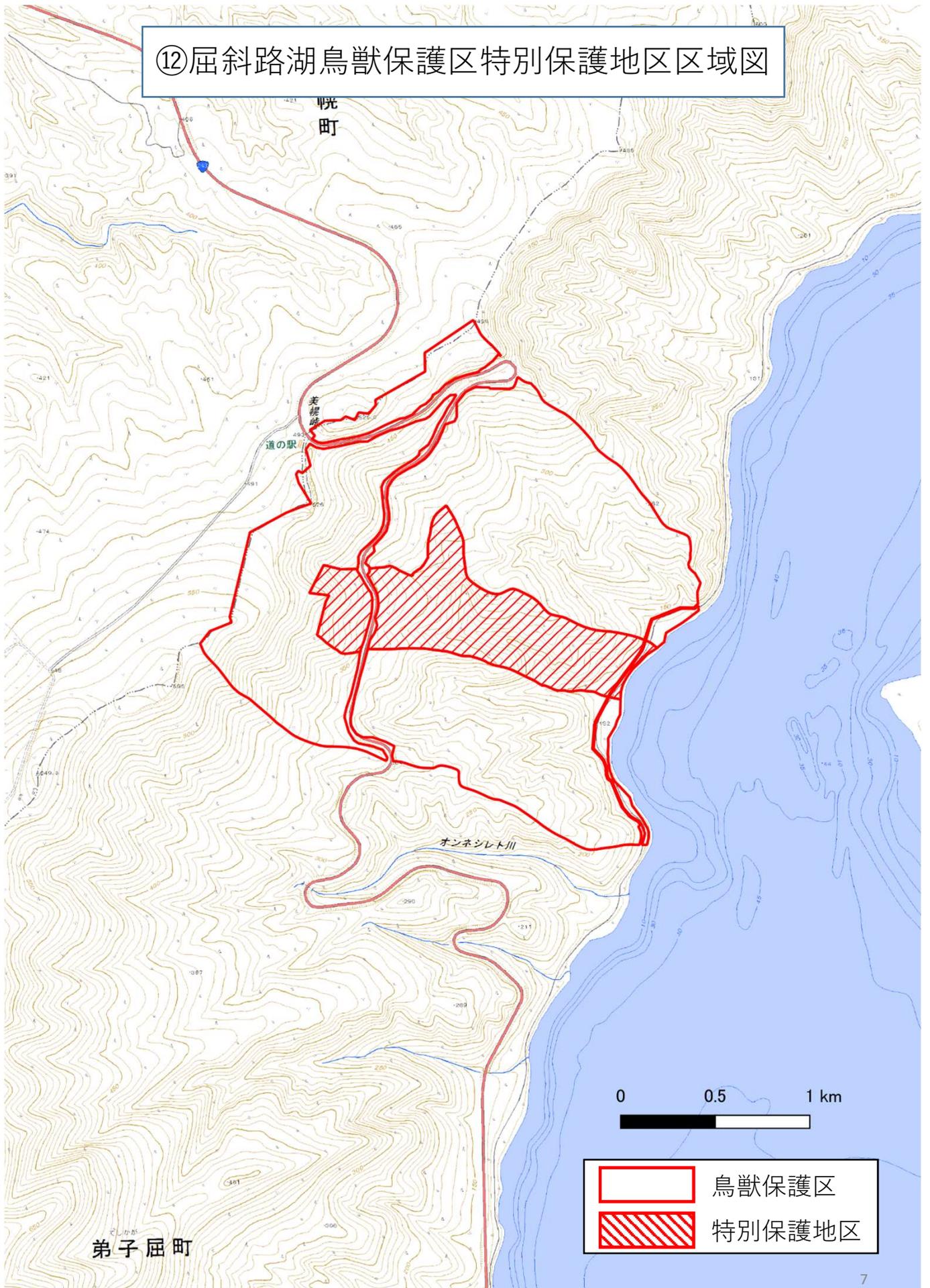


⑫屈斜路湖鳥獣保護区特別保護地区区域図



屈斜路鳥獸保護区 (特別保護地区)



道指定屈斜路鳥獣保護区
屈斜路特別保護地区
指定計画書（道案）

令和 6 年（2024年） 6 月 26 日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

屈斜路鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定屈斜路鳥獣保護区のうち国有林根釧西部森林管理署4182林班い及びい1小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和6年(2024年)10月1日から令和26年(2044年)9月30日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

② 特別保護地区の指定目的

アカエゾマツ、トドマツ、タケカンバ等で構成された針広混交林であり、アカゲラ、ハシブトガラ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁より鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。(昭和59年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管)

当該地域は、特に鳥獣の生息環境として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため特別保護地区を指定する。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分に考慮し、適切に対応する。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 69 ha

内訳

ア 形態別内訳

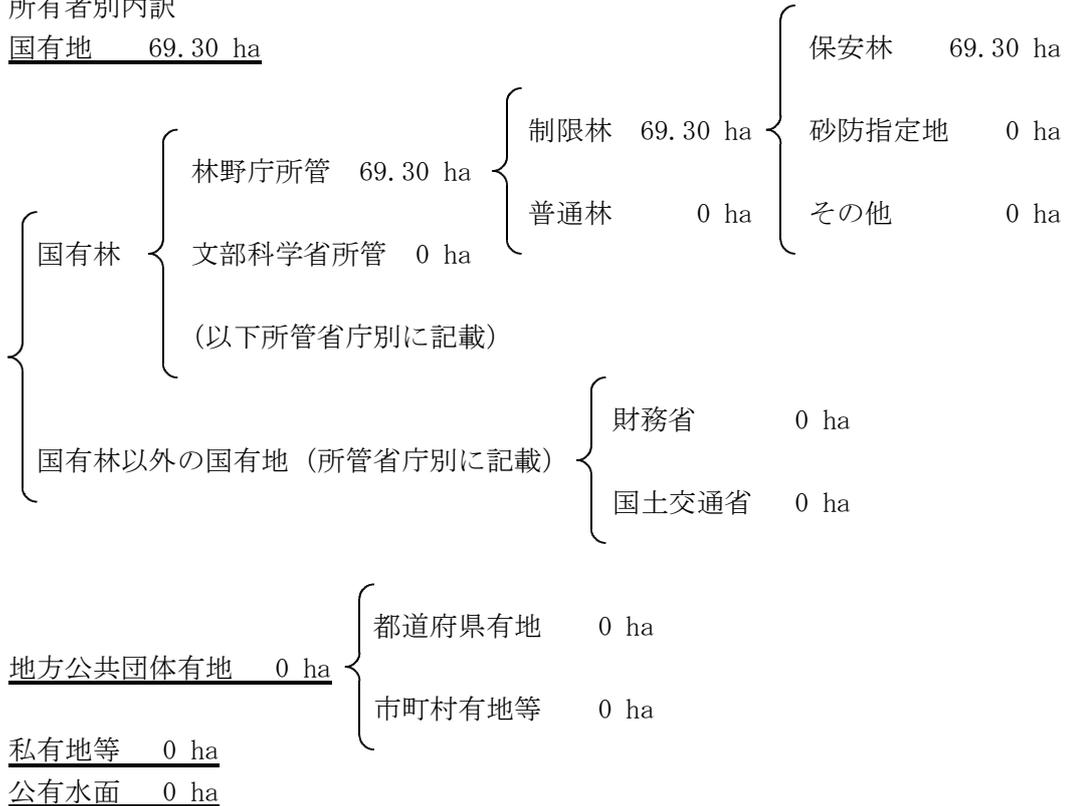
林野 69.30 ha

農耕地 0 ha

水面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
自然公園法による地域 （阿寒摩周国立公園）	69.30	第1種特別地域	69.30

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、屈斜路湖岸、美幌峠間に位置する森林で、道指定屈斜路鳥獣保護区の中央部に位置している。

イ 地形、地質等

弟子屈町の中心部から北西部に位置し、標高300m以上はクマイサザを主とする草原である。

ウ 植生の概要

アカエゾマツ、トドマツ、ダケカンバ等で構成された針広混交林は、自然度の高い優れた林相を保っている。

エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、森林性の鳥獣が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R3年度	R4年度	R5年度	

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

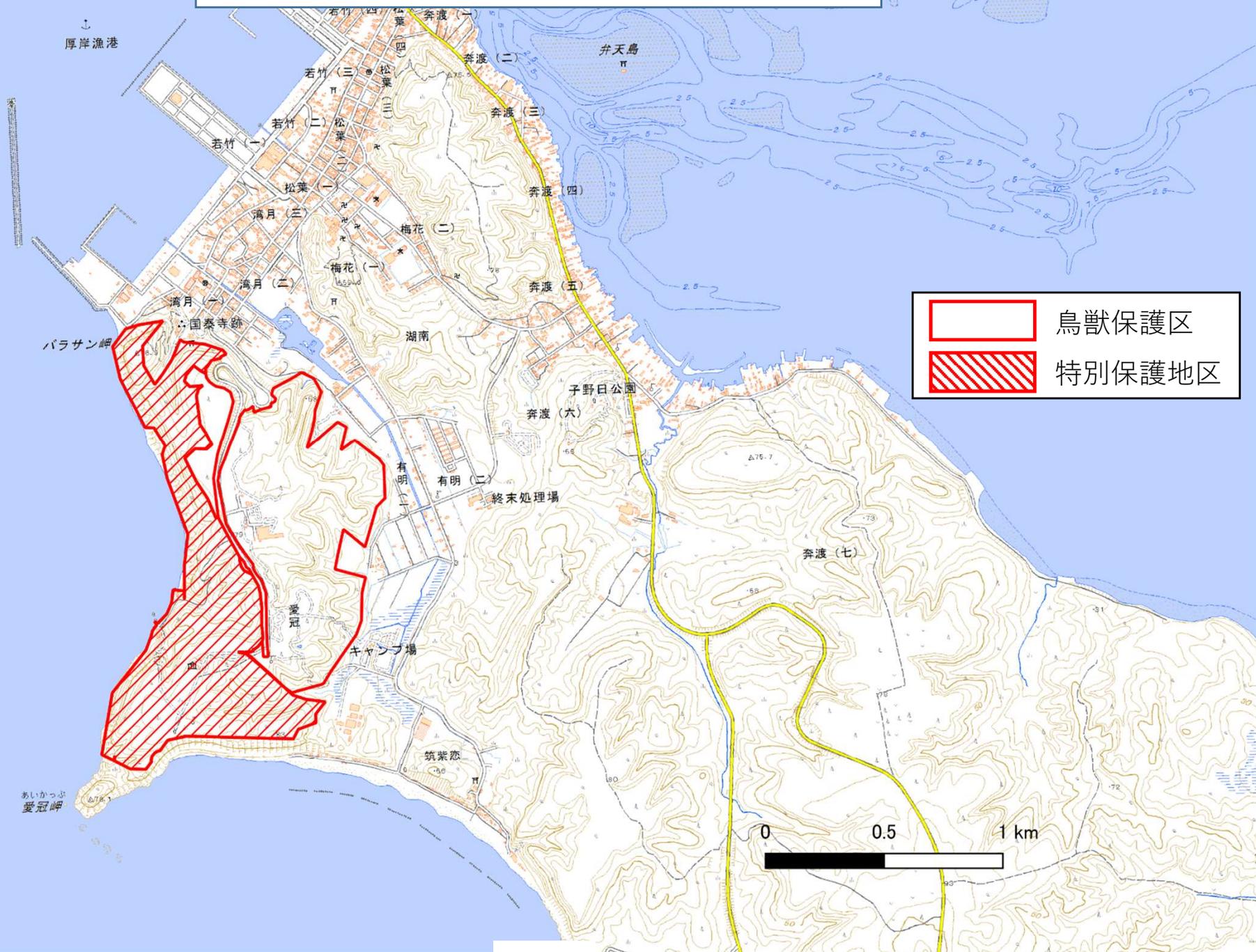
5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 10本
- (2) 案内板 2基

6 指定計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図及び林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）

⑬厚岸鳥獣保護区特別保護地区区域図



厚岸鳥獣保護区 (特別保護地区)



道指定厚岸鳥獣保護区
厚岸特別保護地区
指定計画書（道案）

令和6年（2024年）6月26日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

厚岸鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定厚岸鳥獣保護区のうち、道有林釧路管理区1林班02、03、06、11、12、48の各小林班及び国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実験所の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和6年(2024年)10月1日から令和26年(2044年)9月30日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

② 特別保護地区の指定目的

トドマツ、イタヤ、ナラ等で構成された針広混交林であり、厚岸霧多布昆布森国定公園に含まれる。良好な林相を保ち、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の優れた生息地であるため、昭和39年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分に考慮し、適切に対応する。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 58 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	58.24 ha
農耕地	0 ha
水 面	0 ha
その他	0 ha

イ 所有者別内訳						
<u>国有地</u> 0 ha				保安林	0 ha	
国有林	林野庁所管	0 ha	制限林	0 ha	砂防指定地	0 ha
	(以下所管省庁別に記載)					
国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)				財務省	0 ha	
				国土交通省	0 ha	
<u>地方公共団体有地</u> 31.06 ha			都道府県有地	31.06 ha		
			市町村有地等	0 ha		
<u>私有地等</u> 27.18 ha						
<u>公有水面</u> 0 ha						

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 (指定地域等の名称)	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
自然公園法による地域 (厚岸霧多布昆布森国定公園)	58.24	第2種特別地域	58.24
文化財保護法による地域 (史跡 国奉寺跡)	8.96		

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

道指定厚岸鳥獣保護区の西部に位置している。

イ 地形、地質等

海岸に面した丘陵地帯で、上部は平坦地が広がっているが、南は太平洋に面した数十メートルの断崖となっている。

ウ 植生の概要

トドマツ、イタヤ、ナラ等で構成された針広混交林は、自然度の高い優れた林相を保っている。

エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、森林性の鳥獣が多数生息する。

- (2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

- (3) 当該地域を含む厚岸町の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R3年度	R4年度	R5年度	
ニホンジカ	12	10	10	牧草、デントコーン
ヒグマ	2	5	2	デントコーン

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
- (1) 特別保護地区用制札 5本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）
- 6 指定計画書添付書類
- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図及び林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）